

（各都道府県知事） 殿

林 野 庁 長 官

森林法等の一部を改正する法律による改正森林組合法の施行について

森林法等の一部を改正する法律（平成28年法律第44号。以下「森林法等一部改正法」という。）が、第190回国会において成立し、これにより森林組合法の一部が改正され、平成29年4月1日から施行されることとなった。

また、これに伴い、森林法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成28年政令第396号）により、組合等登記令（昭和39年政令第29号。以下「組登令」という。）、森林組合法施行令（昭和53年政令第286号。以下「施行令」という。）及び森林組合財務処理基準令（昭和53年政令第287号。以下「財基令」という。）のそれぞれ一部が改正されるとともに、森林法等の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令（平成29年農林水産省令第13号）により森林組合法施行規則（平成18年農林水産省令第46号。以下「規則」という。）の一部が改正され、また、森林組合法の規定による認可地縁団体への組織変更に関する省令（平成29年総務省令・農林水産省令第1号。以下「共同省令」という。）が新たに制定されたところであり、これら政省令についても同日から施行されることとなった。

森林法等一部改正法による改正後の森林組合法（昭和53年法律第36号。以下「法」という。）の施行に当たっては、下記の点に留意し、関係法令の適正かつ円滑な運用について特段の御配慮をお願いする。

記

第1 改正の趣旨

我が国の森林は、戦後造成された人工林が成熟して本格的な利用期を迎えており、この森林資源を循環利用していくことが重要な課題となっている。その際、需要面においては、住宅用等の従来の需要に加え、中高層建築物に利用可能な新たな製品の開発や木質バイオマスの利用の広がり等を受けて、国産材の需要について拡大の兆しが見られているところである。一方、供給面においては、収益性の悪化や世代交代等により、森林所有者の経営意欲や森林への関心が低下し、国産材の安定的かつ低コストでの供給が十分に行われていない状況にある。

このような状況に対処するために、森林施業の集約化を促進する観点から、林

地境界情報の整備や森林組合の事業の見直しを行うとともに、広域にわたる木材の集荷の円滑化を図ることにより、国産材の安定供給体制を構築することが重要であることなどから、森林法等一部改正法により関係法律の改正が行われたところである。

この中で森林組合法についても、森林組合等による森林施業の集約化を促進するため、森林組合が、組合員の利益の増進を目的として、自ら森林の経営を行うことができることとするとともに、森林組合が森林の経営を行う際の手続を緩和すること、さらに、森林組合連合会においても、森林の経営を行うことができることとするなど内容を内容とする改正が行われた。

第2 改正の内容

1 森林経営事業の見直し

(1) 森林組合のみに認められていた森林の経営及びこれに附帯する事業（以下「森林経営事業」という。）について、次の見直しが行われた。

① 森林経営事業の目的に「林業を行う組合員の利益の増進」を加えるとともに、森林組合連合会も森林経営事業を行うことができることとされた。

〔法第26条第1項、第101条の2〕

② 森林組合については総組合員（法第27条第1項第5号の規定による組合員を除く。以下同じ。）の3分の2以上の書面による同意を得て、森林経営事業を行うことができることとされているところ、新たに、森林組合連合会及び総組合員の数800人を超える森林組合にあっては、総会の特別議決（総組合員・総会員（准組合員・准会員を除く。）の半数以上が出席し、その3分の2以上の多数による議決）を経て、森林経営事業を行うことができることとされた。

〔法第26条の2第1項、第101条の2第1項、規則第8条の2〕

③ ②の議決をした場合には、当該議決をした日から2週間以内に内容を公告し、又は組合員・所属員に通知しなければならないこととされ、総組合員・総所属員の6分の1以上の組合員・所属員が公告又は通知の日から2週間以内に書面をもって森林経営事業に反対の意思の通知を行ったときは、当該議決による森林経営事業を行うことはできないこととされた。

〔法第26条の2第2項及び第3項、第101条の2第2項及び第3項〕

④ 森林組合及び森林組合連合会（以下「森林組合等」という。）が森林経営事業を行おうとするときは、事業の実施方針、事業実施の手続等を記載した森林経営規程を総会の議決により定め、行政庁の承認を受けなければならないこととされた（当該規定の変更及び廃止も同様）。

〔法第26条の3第1項及び第2項、第61条第1項第2号、第107条第1号、第109条第1項において準用する第26条の3、規則第8条の3第1項〕

⑤ 森林組合が行う森林経営事業に常時従事する者の3分の1以上は、組合員又は組合員と同一の世帯に属する者でなければならないものとされていた規定が廃止された。

- ⑥ 理事が各事務所に備えておかねばならないものとして、また、理事が遵守しなねばならないものとして、森林経営規程が追加された。
〔法第43条の2第1項、第47条第1項、第109条第3項において準用する第43条の2第1項及び第47条第1項〕
- ⑦ 森林組合の員外利用制限の特例の対象となる法人として、森林経営事業を行う森林組合連合会（当該森林組合が会員となっているものに限る。）が追加され、対象となる事業は、法第9条第1項第2号及び第4号並びに同条第2項第3号、第5号及び第6号の事業とされた。〔規則第1条〕
- (2) 近年、木材価格の低迷、森林所有者の世代交代等により森林所有者の経営意欲が低下する中で、森林組合系統に対しては、地域の森林の施業を集約化する役割を、より一層果たしていくことが期待されているところである。その期待に応えるためには、これまでの施業受託や信託の引受けという手法に加え、森林組合等が自ら経営することも有効であることから、今般、森林組合等が森林経営事業を行う場合の目的、手続等について所要の見直しが行われたものである。
- (3) 森林組合等が自ら森林の経営を行うことは、林業を行う組合員の利益の増進等を期するため認められるものであり、過度な事業実施は森林組合等の経営悪化を招く要因ともなりかねないこと等から、事前に、経営の受託や信託の引受けと比べリスクが過大とならないか、森林を取得する場合は長期的な収支計画が適切にたてられるような取得価格となっているかどうか、主伐後の再造林等を確実に行う森林施業のサイクルを意識した計画的な施業を実施できるかどうか、施業の低コスト化や再造林等の経費を見込んだ上で長期的な収支が赤字とならないかどうか等について、慎重かつ十分な検討を行うことが肝要である。
- (4) また、森林組合等は法に規定された目的に即して明確な方針に基づき森林経営事業を行うことが重要であり、森林経営規程については、林野庁長官が別に定める森林経営規程例（平成29年3月29日付け28林政経第325号林野庁長官通知）に準拠しつつ、適切なものを定めるよう指導されたい。
- (5) さらに、森林組合は、必要に応じて、森林組合連合会、都道府県、市町村、森林経営に関する知見を有する者等からなる協議会等を設置し、外部の多様な者の意見、アドバイス等を取り入れながら森林経営事業のあり方等について検討するなど、地域の実情に応じて適切な森林経営事業が展開されるよう留意されたい。
- (6) なお、法の施行の際に現に森林経営事業を行っている森林組合は、施行日から平成30年3月31日までの間は森林経営規程の承認を受けないで、引き続き森林経営事業を行うことができる（ただし、その後も森林経営事業を行う場合は平成30年3月31日までに承認の申請をしなければならない）こととされている。
〔森林法等一部改正法附則第10条〕

2 鳥獣害防止に向けた共同施業規程等の見直し

- (1) 森林組合等の事業及び共同施業規程について、次の見直しが行われた。
- ① 森林組合等が行う「病虫害の防除その他組合員の森林の保護に関する事業」について、「病虫害の防除」に加えて「鳥獣害の防止」を明示的に規定することとされた。〔法第9条第1項第4号、第101条第1項第2号〕
 - ② 共同施業規程を定める目的に、森林の保続培養及び森林生産力の増進を期するためには一体として整備することが相当と認められる森林の「保護」を促進することを加えるとともに、同規程の記載事項に、鳥獣害防止森林区域において、森林組合が委託を受けて行う鳥獣害の防止に関する事項が追加された。〔法第25条の2第1項及び第2項第3号〕
 - ③ 組合員が、森林施業の共同化に関する協定を締結し、当該協定の定めるところに従った鳥獣害の防止につきその委託を森林組合に申し出た場合において、当該協定が共同施業規程に即していると認められるときは、森林組合は、正当な理由がないのに、その受託を拒んではならないものとされた。〔法第25条の2第3項〕
- (2) 近年、鳥獣による森林被害が深刻化する中で、森林施業と併せて鳥獣害の防止が確実に実施されることが必要となってきたが、これまでの共同施業規程は、森林の整備の促進のみを目的としており、森林施業と併せて鳥獣害防止の取組が適切に行われるかは組合員の意向に委ねられていたことから、今般、森林組合等により鳥獣害の防止が適切に実施されるよう所要の見直しが行われたものである。
- (3) 森林組合が組合員から委託のあった鳥獣害の防止につき受託した場合は、鳥獣害防止森林区域において、共同施業規程に即して森林施業と鳥獣害の防止を一体的かつ効果的に実施することが重要である。
- (4) なお、法の施行の際に現に定められている共同施業規程については、施行日から平成30年3月31日までの間は「委託を受けて行う鳥獣害の防止に関する事項」を定めないことができることとされている。
- 〔森林法等一部改正法附則第9条〕

3 森林経営信託の見直し

- (1) 森林組合のみに認められていた森林の経営を目的とする信託の引受けについて、次の見直しが行われた。
- ① 森林組合連合会は、所属員の所有する森林の経営を目的とする信託の引受けを行うことができることとされた。〔法第101条第1項第1号の3〕
 - ② 森林組合の員外利用制限の特例の対象となる法人として、所属員の所有する森林の経営を目的とする信託の引受けを行う森林組合連合会（当該森林組合が会員となっているものに限る。）が追加され、対象となる事業は、法第9条第1項第2号及び第4号並びに同条第2項第3号、第5号及び第6号の事業とされた。〔規則第1条〕
- (2) 森林組合については、信託の引受けが既に可能となっているが（法第9条第1項第3号）、森林組合の経営基盤等の事情により森林組合による信託の

引受けが行われにくかった地域等もあることから、今般、森林組合連合会も信託の引受けができるよう所要の見直しが行われたものである。

(3) これにより、森林組合系統による信託の引受けが的確に実施され、森林施業の集約化等の取組が一層促進されることが期待される場所である。

(4) なお、森林組合連合会が信託の引受けを行おうとするときは、森林組合の場合と同様に、信託規程を定め、行政庁の承認を受けなければならないこととされている。
〔法第109条第1項において準用する第10条〕

4 一体整備森林に係る員外利用制限の見直し

(1) 所属員が所有する森林と一体として整備することが必要であると認められる員外者所有の森林について、森林組合連合会は、所属員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、当該森林所有者が員外者であっても員外利用制限を受けることなく、委託を受けて行う森林施業等の事業（法第101条第1項第1号から第2号まで）並びに森林の施業又は経営と併せて行う木材販売等の事業（法第101条第1項第5号）及び森林経営計画作成の事業（法第101条第1項第12号）を利用させることができることとされた。

〔法第101条第8項〕

(2) 森林組合については、同様の員外利用制限の特例が既に認められているが（法第9条第9項）、森林組合によっては員外者所有の森林の施業に十分対応できない場合等もあることから、今般、森林組合連合会にも員外利用制限の特例を認め、事業量の制限なく施業受託等が行えるよう所要の見直しが行われたものである。

(3) これにより、森林組合連合会が員外者所有の森林について森林組合の代わりに施業を引き受けやすくなり、森林組合と森林組合連合会の連携の下で地域の実情に応じた一体的な森林整備が効果的に実施されることが期待される場所である。

5 生産森林組合の事業の見直し

(1) 生産森林組合（以下「生産組合」という。）が行うことのできる事業として、「委託を受けて行う森林の施業又は経営」が追加された。

〔法第93条第2項第3号〕

(2) 生産組合はこれまで、施業の受託や森林経営の受託を行うことが認められておらず、安定した事業量の確保や施業の集約化等を十分に行うことが困難である場合等もあることから、今般、他者からの委託を受けて行う森林の施業又は経営を行えるよう所要の見直しが行われたものである。

(3) これにより、事業活動に意欲のある生産組合においては、作業班等の人的施設や保有する林業機械などの物的施設を効果的に活用した事業の実施と経営の安定化に努め、当該生産組合の所有に係る森林を中心とした施業の集約化等の取組が一層促進されることが期待される場所である。

6 生産森林組合の組織変更手続の創設

- (1) 生産組合は、組合員の意向により、その組織を変更し、株式会社、合同会社又は認可地縁団体（以下「株式会社等」という。）になることができることとされ、総会における組織変更計画の承認、行政庁の認可その他の組織変更の手続が措置された。

〔法第100条の2から第100条の24、組登令第26条第11項から第18項、施行令第11条、共同省令第1条から第4条〕

- (2) 活発な事業活動を行っている生産組合においては、経営の多角化や規模拡大などの事業展開を図ろうと考えても、生産組合のままでは法に定められる事業の範囲や常時従事義務等が制約となっている場合や他方で森林経営の意欲が低下し組合員以外の者に施業・経営を任せたいとの意向を有し生産組合としての存続が困難となっている場合等がある。また、生産組合が、他の法人形態に移行しようとする場合、生産組合の解散手続と新法人の設立手続の両方を行う必要があり、事務手続等の負担が大きなものとなっている。このため、今般、適切な法人形態（株式会社等）への組織変更が円滑に行えるよう新たな措置が講じられたものである。
- (3) 生産組合が新たな法人形態への移行を望む場合には、現在の活動状況や今後の経営の方向、所有する森林の経営に関する事項等について、組合員による慎重かつ十分な検討を行った上で、実態に即した組織形態を選択し、適切に組織変更手続を進めることが重要である。

7 その他の主要改正事項

- (1) 信託規程等の農林水産省令で定める軽微な事項に係る変更

信託規程、共済規程、林地処分事業実施規程、森林経営規程（以下「信託規程等」という。）の「農林水産省令で定める軽微な事項」に係る変更については、行政庁の承認を受けることを要せず、届出をすれば足りるものとされた。〔法第10条、第19条、第24条、第26条の3、第109条〕

また、「農林水産省令で定める軽微な事項」とは、以下のとおりとされた。

- ① 信託規程、林地処分事業実施規程及び森林経営規程については、
 - ア 事業の実施地区の名称の変更（事業の実施地区の範囲の実質的な変更を伴わないものに限る。）
 - イ 関係法令の改正に伴う規定の整理
- ② 共済規程については、
 - ア 関係法令の改正に伴う規定の整理

〔規則第2条第2項、第4条第2項、第7条第2項、第8条の3第2項〕

なお、施行日前にされた改正前の規定に基づく信託規程等の変更の承認申請であって、施行日において承認・不承認の処分がされていないものは、施行日に改正後の規定によりされた届出とみなすこととされたので、改めて届出をする必要はない。また、施行日前にされた変更であって、改正前の規定に基づく承認申請がされていないものは、施行日に変更がされたものとみな

すこととされたので、改正後の規定に基づき届出をしなければならない。

〔森林法等一部改正法附則第8条〕

(2) 理事の自己契約等に係る手続の整備等

理事が自己又は第三者のために森林組合等と取引をしようとするとき、又は森林組合等が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において森林組合等と当該理事との利益が相反する取引をしようとするときは、理事会において当該取引についての重要な事実を開示し、その承認を受け、当該取引後には遅滞なく報告しなければならないものとされた。

〔法第47条第2項から第4項、第109条第3項において準用する第47条第2項から第4項〕

(3) 罰則に関する規定の整備

① 生産組合から株式会社等へ組織変更する際に、組織変更計画に係る総会の承認手続、債権者異議申立手続又は登記手続等に違反したときは、生産組合の役員等を100万円以下の過料に処することとされた。

〔法第121条の5〕

② 森林組合連合会が信託規程に係る行政庁の承認を受けずに信託事業を行った場合は、連合会の役員を50万円以下の過料に処することとされた。

〔法第122条第1項第4号〕

③ 信託規程等の軽微な変更について、届出をせず、又は虚偽の届出をした場合は、森林組合等の役員を50万円以下の過料に処することとされた。

〔法第122条第1項第4号の2〕

④ 森林経営規程の行政庁の承認を受けずに森林経営事業を行った場合は、森林組合等の役員を50万円以下の過料に処することとされた。

〔法第122条第1項第6号の2〕

(4) 自己資本の基準の改正

森林組合等の自己資本の額は、有形固定資産及び無形固定資産の価額の合計額の100分の140に相当する額以上でなければならないという基準が廃止された。

〔財基令第2条〕

なお、財基令制定当時の状況の変化等に鑑み、今般、基準の一つが廃止されたものであるが、森林組合等の固定比率が大きくなることを抑制し、財務内容の健全性を確保するためには、十分な自己資本を持つことが重要であることに変わりはないことから、財基令に定められた自己資本の基準の遵守に引き続き努めるよう留意されたい。